（案）

※契約時変更となる場合があります

業 務 委 託 契 約 書

１　委託業務の名称　　公立岩瀬病院駐車場管理運営業務委託

２　委託業務箇所　　福島県須賀川市北町２０番地

３　履　行　期　間　　令和９年４月１日までから
令和１４年３月３１日まで

４　契　　約　　額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円也）

５　契約保証金　　免除

上記の業務について、公立岩瀬病院企業団（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づき、入札公告、設計図書及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　　福島県須賀川市北町２０番地
公立岩瀬病院企業団
企業長　石　堂　伸　二

乙　　○○○○○○○○
○○○○
○○○○○　○○○○

契　約　条　項

（総則）

第１条　甲及び乙は、本契約書、入札公告及び設計図書（以下「本契約書等」という。）に従い、本契約を履行する。

２　乙は、関係法令及び本契約書等を遵守し、善良な管理者の注意をもって本件業務を処理する。

３　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件業務の処理状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。乙は正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

（業務の範囲及び指示）

第２条　本業務の内容、実施方法、業務水準その他必要な事項は、仕様書に定める。

２　甲は、本業務の適正な履行に必要な範囲で、乙又は乙の業務責任者に対し指示を行うことができる。

３　乙は、業務責任者を定め、氏名及び連絡先を書面で甲に届け出るものとし、変更した場合も同様とする。

（履行期間）

第３条　本件業務の履行期間の変更又は解除は、本契約及び関係法令に定める場合を除き、甲乙協議の上、書面にて行う。

（契約額及び委託料の支払い）

第４条　本契約の契約額は、履行期間全体に係る委託料の総額とし、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。内訳及び各支払期の金額は、別紙支払内訳書に定める。

２　甲は、各６か月分の業務について、当該期間の業務履行確認後、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に、当該６か月分の委託料を支払う。ただし、法令又は甲の会計関係規程に別段の定めがある場合は、その定めによる。

３　支払対象期間は、履行期間中の各４月１日から９月３０日まで及び１０月１日から翌年３月３１日までの各６か月間とし、全１０期とする。各期の支払額は、別紙支払内訳書に定める。各期の金額を完全に同額とするため、契約額（税込）は１０で除して円単位で割り切れる額とすることを原則とする。円未満又は端数が生じる場合は、別紙支払内訳書において最終期で調整する。

４　消費税及び地方消費税の税率又は課税関係に変更が生じた場合の契約額の取扱いは、関係法令及び甲の会計関係規程に従い、必要に応じて甲乙協議の上、書面で定める。

（駐車料金の帰属及び収納金の納入）

第５条　駐車場の利用者から徴収する駐車料金は、全額甲に帰属する収入とする。乙は、駐車料金を自己の収入又は自己の財産として取り扱ってはならず、委託料その他乙に帰属する金員と相殺し、又は混同してはならない。

２　乙は、前月１日から末日までに収納した駐車料金の全額を集計し、収納額、返金額、取消額、未収額その他甲が指定する事項を記載した月次報告書を甲に提出するとともに、当該月の収納額を翌月１５日までに甲の指定する口座へ振り込まなければならない。納入期限である翌月１５日が金融機関の休業日に当たる場合は、その直前の金融機関営業日を納入期限とする。

３　前項の振込手数料は乙の負担とする。乙は、収納金の入金記録、売上記録、精算記録その他収納額を確認するために必要な帳簿及び資料を作成・保存し、甲の求めに応じて速やかに提示しなければならない。

４　乙は、甲の事前の書面による承認なく、駐車料金の減免、返金、徴収猶予、料金変更その他収納額に影響する処理を行ってはならない。ただし、本契約書等にあらかじめ定める処理はこの限りでない。

５　甲は、必要に応じて収納記録、入金額及び関連資料を照合し、乙に説明又は資料提出を求めることができる。収納金に不足がある場合、乙は直ちに甲に報告し、乙の責めに帰すべき事由による不足額を補填する。

（業務完了報告及び確認）

第６条　乙は、毎月の業務実績及び収納金に関する報告書を、翌月１５日までに甲へ提出する。ただし、本契約書等に別段の定めがある場合はその定めによる。

２　甲は、前項の報告を受けたときは、業務の履行状況及び収納金の納入状況を確認する。甲が是正を求めたときは、乙は速やかに必要な措置を講じる。

３　各６か月分の委託料の支払に当たっては、甲は当該期間の履行状況を確認する。確認に必要な書類は仕様書に定める。

（法令順守及び従事者）

第７条　乙は、本件業務に適用される法令及び関係規程を遵守し、従事者の雇用、労務管理、安全衛生及び教育について責任を負う。

２　乙は、従事者に本契約及び仕様書を遵守させるとともに、病院利用者、患者、来院者及び職員の安全並びに病院業務に支障を生じさせないよう配慮する。

３　甲は、従事者の業務遂行が著しく不適当であると認めるときは、理由を示して乙に必要な措置を求めることができる。

（再委託の制限）

第８条　乙は、本件業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書により再委託を行う場合であっても、乙は再委託先の行為について、本契約上の責任を免れない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第９条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

（秘密保持及び個人情報等の保護）

第 10 条　乙は、本件業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は本件業務以外の目的に使用してはならない。本契約終了後も同様とする。

２　乙は、本件業務に関連して個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び仕様書に定める個人情報取扱特記事項を遵守し、漏えい、滅失、毀損及び不正利用を防止するために必要な措置を講じる。

３　乙は、個人情報等に関する事故又はそのおそれを認識したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従い必要な措置を講じる。

（設備等の管理及び費用負担）

第 11 条　本件業務に必要な設備、機器、消耗品、光熱水費、通信費、保険その他の費用の負担は、本契約書等に定めるところによる。

（事故及び損害賠償）

第 12 条　乙は、本件業務の履行に関して事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面で事故の状況及び再発防止策を報告する。

２　乙は、本件業務の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

３　乙は、本契約書等に定める保険に加入し、甲から求めがあったときは保険加入を証する書類を提出する。

（業務内容の変更及び一時中止）

第 13 条　甲は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。

２　前項により契約額又は履行期間の変更が必要となる場合は、甲乙協議の上、書面による変更契約を締結する。

（契約不適合及び是正）

第 14 条　本件業務が本契約又は仕様書に適合しないときは、甲は乙に対し、相当の期間を定めて是正又は再履行を求めることができる。これに要する費用は、乙の責めに帰すべき場合、乙の負担とする。

（契約解除）

第 15 条　甲は、乙が本契約又は仕様書に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、違反の性質又は状況により催告を要しない場合はこの限りでない。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

ア　本業務の全部又は重要な部分の履行を拒絶し、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

イ　収納金を正当な理由なく納入期限までに納入せず、甲の催告後も相当期間内に納入しないとき。

ウ　本契約の締結又は履行に関して不正行為があったとき。

エ　差押え、破産手続開始、民事再生手続開始その他信用状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難と認められるとき。

オ　暴力団等の排除に関する関係法令又は甲に適用される条例・規程等に違反したとき。

カ　その他本契約の目的を達成できない重大な事由があるとき。

３　前２項による解除は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

（契約期間中の解除等）

第 16 条　甲は、公益上その他やむを得ない必要があるときは、法令及び甲の会計関係規程に従い、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の精算及び損害の取扱いは、関係法令に従い甲乙協議の上、書面で定める。

（契約終了時の措置）

第 17 条　本契約が終了し、又は解除されたときは、乙は、甲の指示に従い、業務に関する資料、鍵、貸与品、記録及び収納金を速やかに引き渡し、設備等の撤去、原状回復及び次期受託者への引継ぎを行う。

２　前項の引継ぎに必要な事項及び費用負担は仕様書に定める。乙は、引継ぎを理由なく拒み、又は遅延してはならない。

（遅延利息等）

第 18 条　乙が本契約に基づく金銭債務を期限までに履行しない場合の遅延損害金等は、関係法令及び甲の会計関係規程に従う。

２　甲の責めに帰すべき事由により委託料の支払が遅れた場合の遅延利息は、適用される法令等の定めによる。

（暴力団等の排除）

第 19 条　乙は、甲に適用される暴力団排除に関する法令等を遵守し、甲から求められた場合は、所定の誓約書その他必要書類を提出する。

（協議及び管轄）

第 20 条　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、関係法令及び甲の会計関係規程に従い、甲乙協議の上、書面で定める。

２　本契約に関する訴訟については、法令により定まる管轄裁判所を管轄裁判所とする。

別紙

支払内訳書

対象期間	支払額（税込み）	備考
令和９年４月１日 ～令和９年９月３０日	円	均等割額
令和９年１０月１日 ～令和１０年３月３１日	円	均等割額
令和１０年４月１日 ～令和１０年９月３０日	円	均等割額
令和１０年１０月１日 ～令和１１年３月３１日	円	均等割額
令和１１年４月１日 ～令和１１年９月３０日	円	均等割額
令和１１年１０月１日 ～令和１２年３月３１日	円	均等割額
令和１２年４月１日 ～令和１２年９月３０日	円	均等割額
令和１２年１０月１日 ～令和１３年３月３１日	円	均等割額
令和１３年４月１日 ～令和１３年９月３０日	円	均等割額
令和１３年１０月１日 ～令和１４年３月３１日	円	契約額から支払い済み額を減じた額